

年金

今年度国民年金保険料の免除申請を受け付け

7月から今年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます。保険料の納付が困難な人は、全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、納付猶予を申請できます。

また、離職した人には、特別による免除制度もあります。

免除の結果は、前年度の所得などで国が審査し決定します。

※納付猶予の対象は50歳未満の人

申請に必要な物

年金手帳、印鑑

※離職した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、退職辞令など(すべてコピー可)

※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類

申請方法

申請書を郵送または持参

※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可

申請・問合先

〒570・0083

守口市京阪本通2・5・5

守口年金事務所

☎06(6992)3031

〒571・8585

「門真市役所」市民課

☎06(6902)6005

税金

固定資産税の減免申請を受け付け

一定の要件を満たす人は、申請により固定資産税が減免される場合があります。

対象 31年1月1日現在、65歳以上、特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかで、次のすべてを満たす人

○所有者および所有者と生計を一にする人の所得が市民税均等割非課税限度額以下

○自らの居住用以外の土地や家を持っていない

○家屋の課税延床面積が70㎡以下

○固定資産税(都市計画税含む)の年税額が土地と家屋を合わせて5万円以下

減免額 今年度固定資産税(都市計画税含む)の2分の1

申請に必要な物

今年度固定資産税納税通知書、本人確認書類(運転免許証など)、個人番号確認書類(個人番号カード、通知カードなど)、印鑑

申請方法

8月30日(金)までに直接

※本人が申請。本人による申請が困難な場合は問い合わせ

道路非課税申告

私道を「公共の用に供する道路」として負担している場合、認定されると道路部分の固定資

産税・都市計画税が非課税になります。

対象

道路形態で通行に何ら制約を設けず広く不特定多数の人に利用されている道路

※専用通路、通行制限、障害物がある、他人に有料で貸し付けている、植木鉢、自転車などを置いている場合などを除く

申告に必要な書類

印鑑、地積測量図などの道路部分が分かる図面、運転免許証などの本人確認書類

※代理人が申告する場合は委任状

申請・申告・問合先

課税課

☎06(6902)5918

防災

特別警報発表時は最大の警戒を

気象庁では、警報の発表基準をはるかに超える豪雨などが予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく大きくなった場合に「特別警報」を発表し、最大の警戒を呼びかけます。

特別警報が発表された場合、数十年に一度の、これまでに経験したことのないような重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。テレビやラジオなどが発信する情報に注意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

市でも、公園や学校などに設置している防災行政無線や広報車、携帯電話への一斉メールなどで情報提供を行います。

※特別警報について詳しくは気象庁ホームページ参照

問合先

【特別警報について】

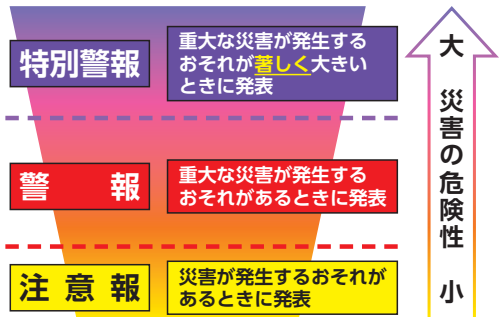
9月5日(木)午前11時
第8回大阪880万人訓練
訓練当日は、訓練用の緊急速報メール・エリアメールが携帯電話(対応機種のみ)に発信されます。

※詳しくは府ホームページ参照
問合先 大阪880万人訓練実行委員会事務局

☎06(6941)0351

府民お問合せセンター

☎06(6910)8001



台風に備え事前の安全対策を

昨年の台風第21号では、暴風によって大きな被害が発生しました。台風などの災害には、日ごろから備えることが大切です。

○テレビやラジオなどの台風情報に注意する

○植木鉢やごみ箱などは屋内に入れておく

○側溝などに溜まったごみなどを取り除き、排水を良くしておく

○停電に備え、懐中電灯や携帯ラジオなどを準備する。また電池を確認しておく

○不要不急の外出は控える

◆おおさか防災ネットに登録を

気象・災害情報をあらかじめ登録されたアドレスにメールで配信する「おおさか防災ネット」をぜひご利用ください。

※詳しくは府ホームページ参照

問合先 危機管理課

寄附・寄贈

◆門真市歯科医師会様

幼児の健康増進のため歯ブラシを寄贈いただき感謝いたします。



保険

高齢受給者証を7月末までに送付

国民健康保険の高齢受給者証の更新日は8月1日(木)です。新しい高齢受給者証は黄色で、前年中の所得で医療費負担割合が決まります。

負担割合 2割または3割

対象 昭和19年8月2日以降生まれで、8月1日(木)現在、70歳になっている人

※8月2日(金)以降に70歳になる人は誕生月の翌月1日から適用。誕生月下旬に高齢受給者証を送付。1日生まれの人

誕生月から適用

限度額適用認定証の更新

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)以降も認定証が必要な人は申請が必要です。

申請方法 国民健康保険または後期高齢者医療の保険証、印鑑を持って直接

※古い認定証は回収。後期高齢者医療の人で、負担区分に変更がない場合は申請不要

特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険の特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)以降も療養受療する人は申請が必要です。

申請方法 8月30日(金)までに申請書を郵送または持参

※申請書は7月中に対象者へ送付

申請・問合先 健康保険課

☎06(6902)5697

今年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付

◆今年度後期高齢者医療保険料の計算方法

○年間保険料：均等割額(5万1491円)＋所得割額(賦課のもととなる所得金額×9・90%)

※均等割額は世帯の所得水準に応じて軽減

※詳しくは通知書に同封のチラシ参照

◆保険料の納付方法

○特別徴収：原則年6回、年金受給日に年金から天引き

○普通徴収：口座振替や納付書で納付

※年度途中に被保険者になった場合は、資格を取得した月から月割で納付

※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保

険の被扶養者だった場合は、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は被保険者均等割額の5割が軽減

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合

資格管理課

☎06(4790)2028

給付課

☎06(4790)2031

市健康保険課

☎06(6902)5697

口座振替、LINE Pay 請求書支払が便利

保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。保険収納課窓口では、金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の登録ができます。また、金融機関、コンビニに行かなくても24時間いつでも納付ができるLINE Pay 請求